

# ペアテラス前広場 利用案内書

## 1 ペアテラス前広場利用の目的

いなぎ発信基地ペアテラスは、平成 28 年 4 月 23 日、稲城市の観光発信拠点として開業しました。ペアテラス前広場での各種イベントの開催により、市内外から人が集まり、まちなかの賑わいを創出し、人々の交流が進み、商店街を含む周辺地域の振興につながることで、また、この賑わいが情報発信され、稲城市のシティセールスとなり、定住者の増加に結びつくことを目的とします。

## 2 利用できる場所、期間、時間帯など

- (1) ペアテラス前広場の利用できる場所は、モニュメント（シェア専用ザク）前と蓋掛け水路に挟まれた場所で、北側半分は高架下ですが、南側は高架から外れます。  
※別紙「ペアテラス前広場の案内図」をご参照ください。
- (2) 利用時間帯について
  - ・利用時間帯は、周辺への配慮から午前 10 時から午後 8 時までとします。これを超える案件については事前にご相談ください。
  - ・利用時間には準備・片付けに要する時間を含みます。なお、ペアテラスの通常の営業時間は午前 10 時から午後 7 時までです。
- (3) いなぎペアパークは、「公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団」が管理しています。ご利用を希望される場合は、「公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団」に直接お問い合わせください。
- (4) 隣接する「**くらすクラス広場**」は、別団体である「くらすクラス」が管理しております。ご利用を希望される場合は、「くらすクラス」に直接お問い合わせください。

## 3 ご利用に当たってのインフラ条件

- (1) 各用地には、上下水道・電気・ガスなどの設備はありません。
  - ・電源は発電機をご用意ください。発電機利用の際には、配置や安全管理に配慮し、電気類コード等は、歩行者の通行を妨げないよう養生をしてください。
  - ・水は、飲料・調理用とも各主催者でご用意ください。衛生環境を保つため、保健所では、18ℓ以上の給水タンクの設置を推奨しています。
  - ・雑排水及びごみは、利用者がお持ち帰りください。排水は排水タンク（バケツ）を

ご用意ください。

- (2) 椅子や机など必要備品は、各利用者にてご用意ください。ステージ、音響設備等の持ち込みは可能です。但し、備品類を持ち込む場合は、利用申込書に必ず記載してください。
- (3) イベント類が数日に及ぶ場合、設置した諸備品などの夜間の管理は、各利用者の責任にてお願いします。
- (4) トイレは、ペアテラス内に2基のみです。多くの集客が見込まれる場合には、仮設簡易トイレをご用意ください。その設置場所については、周囲への配慮のうえ、設置してください。
- (5) 着替え等の部屋・施設は、用地にありませんので、各利用者にてご用意ください。

#### 4 ご利用に当たっての諸条件

- (1) 市内外の方を問わず利用できます。
- (2) 個人、団体とも利用できます。
- (3) 利用料金は無料です。
- (4) 1回の最長利用期間は、1週間を限度とします。
- (5) 次の項目のいずれかに該当する場合にはご利用いただけません。
  - ・公衆を対象とするイベント開催というペアテラス前広場の目的に合致しないもの
  - ・一個人又は一店舗・企業による営利目的のための利用（制限する場合あり）
  - ・利用目的又は内容等が適当でないと市長が認めるもの
  - ・その他、下記「6 ご利用の際の運営上の注意事項」に遵守できない場合

#### 5 ご利用の手順

- (1) お申し込みには、「利用申込書」（様式1-1）及び「利用誓約書」（様式1-2）をご提出ください。
- (2) 利用申込期間は、利用希望日の6ヵ月前から1ヵ月前までの間です。
- (3) お申し込み・お問い合わせの窓口は、「稲城市 産業文化スポーツ部 観光課 観光係」です。利用申込書に必要事項を記入のうえ、FAX、E-mail、郵送又は持参にてご提出ください。
- (4) 利用申込書の受理後、内容を審査し、利用の可否の結果を受付日から2週間以内に「利用（不）承認書」にて通知します。（様式2-1、2）
- (5) 利用が承認された場合には、開催前に市との打合せを行っていただきます。その際には、プログラム、広場図面、関係機関への届出、申請書（写し）をご提出ください。

また、ペアテラス職員とも、事前に十分な打合せをしてください。それにより修正や変更の要請を受けた場合には、速やかに対応してください。

- (6) 提出された利用申込書や資料の内容と異なることが当日に実行された場合には、中止又は変更をしていただくことがあります。
- (7) 開催を中止する場合には、速やかに、「中止届」(様式3)をご提出ください。
- (8) 終了後は、「利用報告書」(様式4)を2週間以内にご提出ください。

## 6 ご利用の際の運営上の注意事項

利用時には、次に掲げる行為の制限を遵守してください。

- (1) 利用承認された用地のみの利用となり、その他用地や立ち入り禁止区域に入らないでください。また、用地は舗装されていますので、スポーツ等のご遠慮ください。
- (2) 駐車場については、近隣の有料駐車場が利用できます。イベント開催時の駐輪及び駐車車の扱いについては、ご相談ください。
- (3) JRの高架下ゆえ電車運行への影響が出ないように、煙が多く出る食品加工や、花火、焚き火類は、ご遠慮ください。その恐れのないキッチンカーの使用は、この限りではありません。但し、悪臭の発生にはご注意ください。
- (4) 音響設備、BGM等を使用するイベント等に関しては、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。スピーカーなど利用される際には、風向、スピーカーの音量・向きなど周辺への影響を最小限にする方策をご検討ください。当日の苦情を避けるためにも、事前に周辺住戸へのポスティングをお願いいたします。  
また、通行者へ周辺のビル等から苦情が寄せられたときは、イベントを中止していただく場合もありますのでご注意ください。この場合、中止に伴う損害については、一切の責任を負いません。
- (5) テントを設置する際には、重りを置く等安全に配慮ください。特に強風時には、安全措置のためテントを畳み、幕類を取り外すなどご協力をお願いします。
- (6) 政治・宗教活動及び公序良俗に反するものは、禁止します。
- (7) 稲城市暴力団排除条例に抵触する場合には利用できません。暴力団を排除するために、暴力団員の広場内への立ち入りを禁止するとともに、立ち入った場合、暴力団の出店とみなします。
- (8) 開催イベントで従事する者や責任者及び関係者の情報を、警察に提供することがありますので、同意願います。
- (9) 高架下の柱やペアテラスのガラス面などには、貼り紙等の広告物は、当該施設及び管理者の許可なく掲示しないでください。原則として、掲示物は看板スタンドなど持参のうえ、掲示してください。
- (10) 利用中に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、すべて利用者に帰属します。

各利用者は自ら保険等に加入してください。

用地、高架下の柱やペアテラス等に損傷を与えた場合には、これを原状に回復、またはその損害を賠償するものとします。また、利用者やイベント参加者間のトラブル等につきましては、当市は一切の責任を負いません。

- (11) 用地内だけでなく、近隣住宅地を汚すことのないよう注意ください。
- (12) 不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、これにより生じた損害の補償はいたしません。
- (13) 周辺交通及び歩行者に影響がないよう、必要に応じ警備員等を配置してください。
- (14) 終了後は、用地のゴミ清掃、汚れ除去をお願いします。ゴミの発生が予想される場合にはゴミ箱を設置し、地面が汚れる恐れのある場合には、養生をしてください。
- (15) 食品衛生に関することは、東京都南多摩保健所に事前に届け、その指導の下で安全性を確保してください。
- (16) 露店の開設等多数の者の集合する催しを行う場合は、稲城市火災予防条例に基づき、稲城消防署へ事前に届出を行い、指導を受けてください。出店に際しては、煙は少なくとも火を使用する器具及び発電機並びに商用電源を使用するための仮設分電盤を設置、使用する場合は、各々に消火器の設置が必要となります。
- (17) 火災、地震等緊急時対応については、各利用者の責任において、適切な対応が出来るよう体制を整えてください。
- (18) 虚偽の申告をしたと認められる場合、または法令等に違反する行為が認められる場合は、承認後でも、その承認を取り消すことがあります。
- (19) 開催されるイベントについては、稲城市観光協会のホームページや広報紙に掲載いたしますことをご承知おきください。

以上のことがお守りいただけない場合には、次回以降の利用が出来ない場合もありますのでご注意ください。不明な点は、稲城市産業文化スポーツ部観光課までお問い合わせください。

#### 【参考】

- (1) 火気の取り扱い等について
  - ・火を使用する器具とは、気体燃料（ガスなど）、液体燃料（ガソリン等）、固体燃料及び電気を熱源とする器具を扱うもの示します。
  - ・消火器の基準として、粉末消火器 10 型以上の設置をお願いします。エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器は設置できません。
- (2) 関係官庁の電話番号  
多摩中央警察署：042-375-0110      稲城消防署：042-377-7119  
東京都南多摩保健所：042-371-7661

お問い合わせ先

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

稲城市役所 産業文化スポーツ部 観光課（庁舎 6F）

TEL : 042-378-2111（内線 676）

FAX : 042-377-4781

E-MAIL : [kankou@city.inagi.lg.jp](mailto:kankou@city.inagi.lg.jp)

※来庁及び電話での受付は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで